

令和6年度 大学教育再生戦略推進費  
「高度医療人材養成事業（大学病院における医療人材養成環境の更なる高度化）」  
審査要項

1. 審査体制

(1) 推進委員会

- 事業の選定のための審査は、文部科学省に設置する「高度医療人材養成事業推進委員会」において行う。
- 推進委員会委員（以下「委員」という。）の氏名は、選定後に公表する。
- 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請大学の審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- 委員は、申請のあった大学（連携校も含む）から何らかの不公正な働きかけがあった場合には必ず事務局へ申し出なければならない。

(2) 利害関係の報告・排除

- 委員は、審査開始までに、利害関係がある場合は、書面で事務局に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は、以下に従って処理しなければならない。
  - ① 申請大学（連携校も含む）との関係が「利害関係者の範囲」に該当する場合、委員は、利害関係を有している申請大学（連携校も含む）の審査から外れなければならない。

利害関係者の範囲は次のように定める。

    - ア. 過去3年以内に専任又は兼任として在籍した場合
    - イ. 過去3年以内に学外委員等で大学の運営に関わる職に就任した場合
    - ウ. 申請のあった事業に何らかの形で委員等が参画する場合
    - エ. その他、中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

② それ以外の関係性を有している場合

委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくても、申請大学（連携校も含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性（※）を有している場合も、その審査から外れなければならない。

※例えば、委員自身が事業責任者や事業の実施担当者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合

- ・親族若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・緊密な共同研究を行う関係
- ・密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係 等

## 2. 審査手順

### (1) 書面審査

- 書面審査は、各大学から提出された申請書をもとに、委員等が分担して行う。なお、客観性や公平性、多面性を確保するため、書面審査は1事業につき複数名（4名程度）で行う。
- 書面審査では、「審査の観点」及び委員会が必要に応じ別に定める評価方法等に基づいて評価書を作成する。

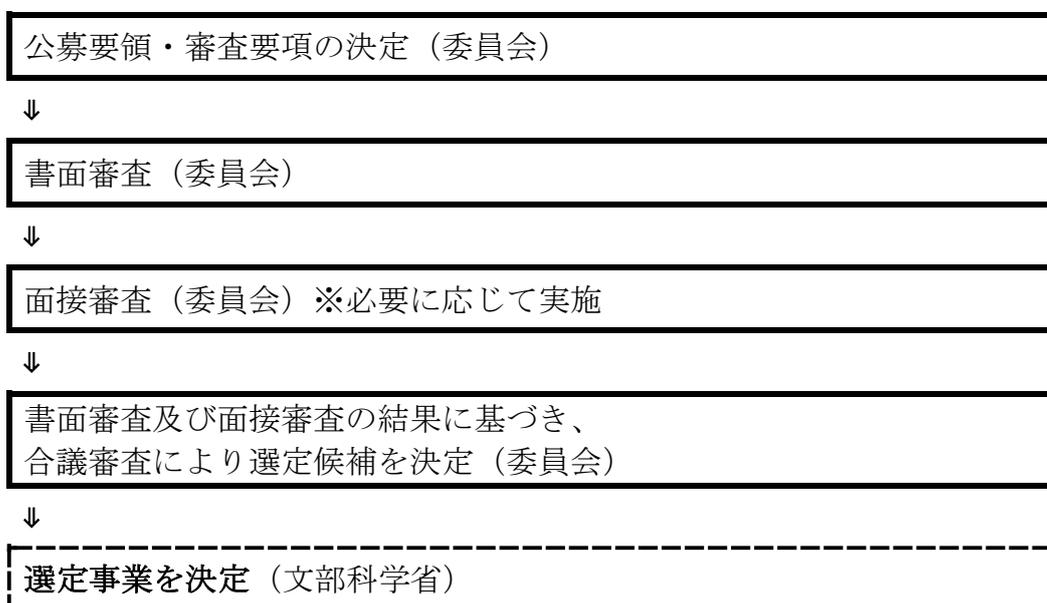
### (2) 面接審査

- 面接審査は、書面審査の結果や申請件数を踏まえて実施の有無を判断し、実施の場合には委員会が別に定める方法により実施する。

### (3) 合議審査

- 委員会は、書面審査結果及び面接審査結果（実施の場合）を参考に、合議審査により、文部科学省に推薦する選定候補を決定する。
- 選定にあたっては、採択大学の地域、設置主体（国公私立）のバランスのほか、事業における医学分野等のバランスを考慮する場合がある。

### <審査の流れ（イメージ）>



### 3. 審査の観点

#### 1. 事業の構想

(1) 教育プログラムの内容 →申請書『2. 実施する教育プログラムの(1)、(2)、(3)』

- 養成しようとする医療人材像が具体的かつ明確に設定されているか、養成を求められる背景が地域の医療需要など大学病院の置かれた実情に基づいたものとして具体的に説明されているか。
- 当該人材を養成する取組みが大学病院改革プランなどの内容(大学の役割・機能)と整合性がとれたものか。
- 当該人材と教育プログラムの内容の関連性が具体的に記載されており、社会課題に対応するために必要とされる医療人材を確保できるかなど十分な教育効果が期待できる内容になっているか。
- 現在行われている教育がどのように高度化されるのか、また新規性・独創性のある内容であることが具体的かつ明確に記載されているか。
- 診療科間・学部間・大学間の連携、地域の医療機関との協働など社会課題への対応に向けて組織的に取り組む内容であるか。
- 整備を行う最先端医療設備の教育プログラムの中での活用方法が明確に示されており、当該設備の整備が教育プログラムの実施に不可欠な要素であるか。
- 教育プログラムの継続性が期待できるものとなっているか。

(2) 事業の達成目標 →申請書『2. 実施する教育プログラムの(3)、(4)』

- 事業の成果としてふさわしいアウトプット・アウトカムが明確に示されているか、達成目標の実現が見込める事業内容となっているか。  
(達成が容易な目標や実現可能性のない目標が設定されていないか。)

(3) 整備する最先端医療設備 →申請書『3. 整備する最先端医療設備の(1)』

- 整備する最先端医療設備の機能・用途が具体的に記載されているか。
- (一般的な診療で必要とされる医療設備と比較して)医療人材養成に必要な高度な機能やスペックを持つ医療設備の整備を行う計画になっているか。
- 整備する最先端医療設備が当該教育プログラムのほか教育・研究への活用が見込まれることが示されており、現在の教育・研究を高度化することが期待できるか。

2. 設備整備計画 →申請書『4. 設備整備計画の策定の(1)、(4)』

- 設備整備計画の方針が、現状の課題等を踏まえて明確に定められているか。
- 中長期的な計画が立てられているか。

3. 申請経費 →申請書『5. 資金計画(所要額積算内訳)』

- 実施内容に照らして妥当かつ効果的であり無駄がない計画となっているか。